

第 59 号議案

豊後大野市隣保館条例の一部改正について

豊後大野市隣保館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 6 月 14 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市隣保館の解体及び改築工事に伴い、施設の機能を仮施設へ移転すること等により、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市隣保館条例の一部を改正する条例

豊後大野市隣保館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表位置の項中「豊後大野市大野町田中 74 番地 1」を「豊後大野市大野町田中 80 番地 1」に改める。

第 7 条から第 14 条までを削り、第 15 条を第 7 条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。